

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について

【磐余線の変更】

次の付議案を提出する。

平成28年7月22日

奈良県都市計画審議会会長

都計第 48 号
平成28年7月22日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について

【磐余線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更

(奈良県決定)

都市計画道路中3・5・507号警余線を3・6・501号警余線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線 街路	3・6・501	警余線	桜井市桜井	桜井市市谷		約670m	地表式	2車線	9m (9～12m)	幹線街路と平面交差2箇所	

〔区域及び構造は計画図表示のとおり〕

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 磐余線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 磐余線は、起点を桜井市桜井、終点を桜井市吉備とする標準幅員12m、延長約2,090mの幹線街路である。

当初、昭和31年に「1・小・1 跡見線」及び「1・小・2 磐余線」の一部、昭和36年に「2・3・5 粟殿吉備線」の一部としてそれぞれ都市計画決定され、昭和41年に統合され「2・3・10 磐余線」として変更されている。

その後、昭和46年に終点部の変更、昭和48年に「3・5・507 磐余線」に名称変更された後、昭和60年に桜井駅南口市街地再開発事業に伴い起点部が変更され、平成15年に車線数を明記している。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 磐余線は昭和41年の桜井市の全面的な街路網の見直しにより、市の将来の発展に資するための道路として都市計画決定され、桜井駅南側から国道169号、国道165号を経て、阿部土地区画整理事業地内を結ぶ都市計画道路である。

しかしながら、桜井市谷～終点までの区間（以下「当該区間」という。）については、将来的な交通量の減少が見込まれることや、阿部土地区画整理事業地内へのアクセスは並行する主要地方道 桜井明日香吉野線が代替することから必要性は無くなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 磐余線について以下の変更を行う。

- ・桜井市谷～終点までの区間（L＝約1,420m）を廃止する。
- ・路線の名称を「3・5・507 磐余線」から「3・6・501 磐余線」に変更する。